

西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）に関する意見等及び当該意見等に対する教育委員会の考え方

No	頁	該当箇所	市民等から提出された意見等（※1）	意見等に対する教育委員会の考え方
1	表紙	令和5年11月	表紙にある「令和5年11月」という年月表記は、今後の取扱いはどうなるか。	計画が教育委員会において、承認された年月に変更します。
2	6, 7	(4) 保護者や地域の方の考えや意見（アンケート結果概要）	アンケートの対象者は保護者や地域住民という「大人」であり、もう少し「生徒ファースト」の視点があってもよろしいのではと思います。	学校統合の賛否ではなく、統合するときに参考になるような内容について、中学生及び教職員を対象としたアンケートを実施したところです。今後も子供たちのことを1番に考えて進めていきたいと考えています。
3	9	<p>(2) 通学方法</p> <p>①現北指宿中学校区の生徒 変更なし</p> <p>②現西指宿中学校区の生徒 スクールバスの導入 対 象 者：西指宿中学校区に居住するすべての生徒 運行本数：平日は、登校時1便、下校時2便 (授業終了時・部活動終了時)とする。</p> <p>土曜日や夏休み期間中などは、部活動での登下校を考慮し、登校時1便、下校時1便とする。</p> <p>利用料金：無料</p> <p>そ の 他：運行時間、経路、停留場所などについては、学校統合が正式に決定後、保護者、学校関係者、地域代表などと協議し決定する。</p>	<p>通学の安全が確保される限りにおいて、西指宿中学校区域の生徒は本人の希望により2～3年生あるいは日の長い夏場などは電動補助自転車の使用を認める、また、電動補助自転車の購入には補助をするなど居住場所での不利益が生じないような施策を併せて盛り込んだ計画としておく必要はないか。</p> <p>現（案）では、対象者は西指宿中学校区に居住するすべての生徒、運行時間等は学校統合が正式に決定後、協議、決定とあります。</p> <p>北指宿中学校では多くの部活動が活動しているにもかかわらず、通学方法がスクールバスしか無ければ、生徒が部活を続けたい夕方の時間帯であっても、その生徒は途中で中断せざるを得ません。また、スクールバスの運行時間帯によっては部活動への参加すら困難になるかもしれません。</p> <p>部活動は、中学生にとってそれを通じた学びはもちろん、心身の健やかな成長や仲間づくりなどにおいて極めて有用と思います。</p>	<p>西指宿中学校区全体の道路状況等を考慮し、通学の安全を確保するためにスクールバスでの通学を提案しています。遠距離の自転車通学に対して指宿市遠距離通学費補助金交付要綱により補助をしていますが、自転車通学を認めるかについては、今後検討することになると考えています。</p> <p>計画（案）で運行本数が決定しているような記述になっていたの で、教育活動の一環である部活動にもしっかりと対応できるようにしたいと考えています。</p> <p>いただいたご意見を参考に、スクールバスの運行本数について、状況により調整できるように変更します。</p>

※1 提出された意見等は、その意見等の趣旨から外れないように要約等してあります。